

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時54分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、高橋英明君、12番、柳岡稔君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 次に、4、議題、議案第1号、農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更について、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更について。

榛東村長から、令和4年1月25日付をもって、別添のとおり榛東農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更について照会があったので、意見を求める。

令和4年2月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきまして、担当の清水より説明を申し上げます。

議長 それでは、産業振興課、清水主任の説明を求めます。

清水主任 産業振興課、清水と申します。

議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更についてご説明いたします。

議案書と別に配付しております議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更について、参考資料をご覧ください。

1 ページ目めくっていただきますと、変更案があります。こちらについては、変更後のものとなっております。

そのまま、15ページまでお開きください。

そうしますと、図面が出てくると思うんですが、こちらについては土地利用計画図ということで、うすく緑色に色づいているものがありますが、こちらが農業振興地域内の農用地となっております。

さらに1 ページめくってください。

そうしますと、赤字と黒字で記載されている計画書の変更案の表紙が出てきます。今回はこちらの方でご説明をさせていただきます。

こちらの計画書は、県が定めている基本方針に即して、農振地域内の農用地利用計画といった農業振興の総合的な計画が記載されているもので、概ね5年ごとに変更することになっており、令和3年度に群馬県の基本方針が変更されたことに伴い、村の計画の変更を行うものになったものです。

今回配付している計画書については、県と調整中であるため、若干の修正や訂正が入る可能性があります。

それでは、主な変更点についてご説明いたします。

今回の変更は、農林業センサス、国勢調査等の結果が更新されたことに伴い、数値を修正したものと、群馬県の基本方針の変更に即した変更を行いました。

それでは、2 ページの方をご覧ください。

2 ページ目、ご覧になっていただきますと、2 ページ目の上段の表、こちらについては、計画が10年後の目標となっており、令和12年の農振農用地、農業用施設といった目標値となっております。令和12年の数値については、過去の転用であったり除外であったりの数値から推計をしたもので、令和12年の目標の設定を行っております。

また中段、イ、農用地区域の設定方針、(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針ということで、こちらの一番最後の行になるんですけども、令和12年においては、391.3ヘクタールを確保することを目標とするというふうに記載されております。こちらについては、令和2年度を基準年とした現状値を基に、群馬県で除外や転用、その他の制度の適切な運用、諸施策を通じた取組の推進を踏まえまして、算定した目標となっております。

7 ページにお進みください。

第4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画とあります。こちらについては、昨年12月に変更しました農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う目標の年間労働時間の変更と、県の基本方針に即しまして

スマート農業技術等による農作業の効率化を図る計画とさせていただきました。

それでは、10ページにお進みください。

第5、農業近代化施設の整備計画としまして、(3)畜産とあります。その下に、乳用牛、肉用牛、またその下に養豚、その下に赤字で養鶏とあります。前回は養鶏の記述がありませんでしたので、今回、新たに追記したものとその下に家畜衛生、畜産環境としまして、鳥インフルエンザ、豚熱の発生予防を図る計画ということで、こちらも県の基本方針にのっとる形で今回、計画をしたものです。

主な変更点としては、以上となります。

今回の意見照会については、法律施行規則に基づくもので、事前にお読みいただいているかと思いますが、今回、ご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 議案第1号について説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

この推進振興計画なんですけれども、これに沿った形での具体的な事業とか、そういう計画はされているんですか。計画だけで終わっちゃうか。

議長 事務局。

事務局長 今回ご意見をお願いしております榛東農業振興地域整備計画、マスタープランとなっておりますが、先ほど清水の方でちょっと説明する際に、15ページの次に、緑色の管内図ということで、榛東村の土地利用図ということで、薄い緑色で榛東村の農業振興地域、農振地域等の色分けがされているものということで記載がございますが、こちらの農業振興地域の色分けされているものについて、将来10年先の県の推計から考えられる面積の保全、確保という、言い方が正しいかどうかはちょっとあるんですが、残していきたい面積というものがございます。

また、様々な事業において、集約化等の事業も実施されたりしておりますので、そういった計画をされる際の地域性、または補助金等がある場合の指針となるものとなるかと思われま。

また、県においてもスマート農業を推進していくといった趣旨のものも記載されてございます。そういった事業をする際に、こちらのマスタープランに記載されている内容等が基になって、そういった計画の見直し、または推進につながってくるものと考えております。具体的にどういう事業を行いますということまでは、こちらのマス

タープランの中には記載は行ってございません。

以上です。

議長 推進委員、小川君。いいでしょうか。

小川委員 いろいろ今後、事業するとき、これが基本になるということなんですけれども、特に10ページに米の関係があるんですけれども、稲作部門についてはということで、コスト低減を図り、農作業の受委託を含めた農業機械の効率利用を推進し、生産の安定を図るということなんですけれども、これを読むと、榛東村の水田の所有率の1人当たりの面積が20から30アールと書いてあるんですよ。いわゆる榛東村は、販売農家が多いんで、去年は米価が安かったんですけれども、今後も米は榛東村の農家が増えていくと思うんですよ。その際に、田植えなんかはもう大体機械が揃っちゃっているんですけども、収穫の乾燥とか精米、収穫の関係はなかなか機械化ができないので、ここにもあるように受委託等をもう少し推進するというか、受委託組合があるんですけども、その辺のところをもうちょい推進してもらって、農家が先祖伝来の田畑をいつまでも耕作ができるように、それのところも推進してもらえばいいんじゃないかと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 長 事務局。

事務局長 ただいまの小川推進委員からいただきました10ページの農業近代化施設の整備計画、米の部分のご意見ということですが、こちらは農業委員会からの意見ということで集約させていただくのでよろしいでしょうか。対応をどういうふうにするというのは、ちょっとこちらのマスタープランのものには書き込みができませんので、具体的にこういう意見がありますということでお示しをさせていただくということでもよろしいでしょうか。

議長 長 推進委員の小川さん。

小川委員 ぜひ、してください。

議長 長 ほかに何か意見はございませんか。

6番、一倉君。

一倉委員 この10ページの中で、米から果樹があるんですけれども、一番下の果樹について、安定した経営が図れるよう、農業機械の導入や施設整備の支援をしていくと書いてあるんですけれども、この支援というのはどういうことを指しているのでしょうか。

議長 長 事務局。

事務局長 農業機械につきましては、消毒器であるとか、そういったもの、主には認定

農業者の方が中心になるかと思いますが、そういった方が農業機械等を購入する際の補助金の一部助成等が考えられるかと思われます。

また、施設整備につきましても、同様に施設の更新であるとかという、事案ごとにご相談いただいて、今日のあしたにどういうふうにしましょうということとは、なかなかできないかと思いますが、計画性を持って予算の措置等の検討に入るといった意味合いのものになっているかと思われます。

以上です。

議長 一倉委員。

一倉委員 今言ったように認定農業者の支援という形の中で、ブドウ栽培やっている人の中で、認定農業者になっている人は数少ないと思うんですよ。その中で、ブドウの栽培するに当たっていろいろな農機具が必要かと思うんですけども、この支援というのは補助金が出るとか、そういう支援ということではないんでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 補助金が出る、一概に補助金という形になるかどうかはまた別の話になってしまうと思うんですが、例えば技術的な部分での調査とか、そういったときの情報提供であるとか、そういったところも含めてになってくるかと考えております。

ただ、具体的にこのマスタープラン、先ほどもちょっと話したんですけども、こういうことをします、ああいうことに事業をします、補助金がこういうのがありますというのをマスタープランそのものに記載するものではございませんので、大枠としてこういった文言の表現で、具体的な内容については、それぞれの事案ごとに対応できるものを見つけていくという流れになってくるかと考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

推進委員の岩田君。

岩田委員 推進委員の岩田です。お世話になります。

推進委員として小さな農地を見たときの今後どういうふうにしていったらいいかという、これは私の案じゃないんですけども、現状を私見していて、小さな畑が結構、長岡地区でも多いんですよ。それで耕作放棄を見ていて、何年間も耕作放棄なんですけど、これどうにかできる方法はないかなと思っているんですけど、ちょっと私が見ていて、今後どういうふうになっていくのかななんて思うんですけども、何か皆さんの中でいい知恵があったら教えてもらいたいんですけども、面積的にはもう1反以内ですね。

以上で終わります。

議 長 事務局。

事務局長 今回お示しさせていただいている榛東農業振興地域整備計画、マスタープランの変更につきましては、耕作放棄地の解消であるとか、そういったところまで踏み込んだ計画のものではございませんので、こちらの方は岩田推進委員からの貴重なご意見ということで賜っておきます。

今回お示しさせていただいているマスタープランにつきましては、榛東の農業振興地域全体の10年先の将来像、面積としてどれぐらいの面積を農振地域ということで残していくといったものを県の計画、または推進予測等に即した形での変更を行ってのものです。また、技術的に新しい事業が実施されるものにつきましては、文言として取り込みをさせていただき、既に事業として終了しているものが残っていた部分については、文言の見直しということで変更させていただいているような状況もございます。

10ページのところでお話しさせていただきますと、先ほど小川委員よりお話がありました米の部分でいきますと、地域水田農業ビジョン、こちらの方の名称が水田収益力強化ビジョンという名称に変わったと、そういったものもございます。また、昨今の温暖化により、台風であるとか異常気象による野菜、米価等の下落、そういったものも考慮された文言に見直しをされているといった部分がございます。

そういった大きなところを見直しさせていただき、記載としてなかったものがございますと、養鶏等のもの、また昨今、非常に問題視されております豚熱であるとか、抗原性の鳥インフルエンザの問題、そういった特定家畜伝染病対策、そういったものについては、今回の計画の中に文章として盛り込むことで、さらに実施していくといった方向性を示させていただいているということでございます。

以上となります。

議 長 ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 それでは、議案第1号については、ただいままでの意見等を整理し、農業委員会の意見として提出することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、意見調整の上、意見書を提出します。

ここで、清水主任の退席を認めます。

(清水主任退席)

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第2号について説明申し上げます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年1月31日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年2月10日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきまして、岡部課長補佐よりご説明を申し上げます。

議長 それでは、岡田課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について、ご説明をいたします。

お手元の資料の4ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案4件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は前橋市の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字布海戸261番。現況地目は田、面積は1,892平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は令和4年3月1日より5年間で、令和9年2月28日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は渋川市の方、賃貸借の設定で、農地の所在は長岡字猪ヶ久保1833の1番外1筆。現況地目は畑、面積は合計で4,717平米となっております。借手は昭和村の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年3月1日より2年間で、令和6年2月29日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は山子田の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山小田字冠海戸2132番。現況地目は畑、面積は3,231平米となっております。借手は昭和村の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年3月1日より2年間で、令和6年2月29日までとなっております。

4件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字井戸尻2122の1番外1筆。現況地目は田、面積は合計で1,203平米となっております。借手は、公益財団法人群馬県農業公社で中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用。貸借期間は令和4年3月1日より5年間で、令和9年2月28日までとなっております。

また、5ページから8ページまで計画書の写しを添付しておりますので、ご確認を

お願いいたします。

また2件目、3件目の昭和村の方の説明をちょっとさせていただきます。

借手の昭和村の方は、昭和村で認定農業者となっておる方です。作付する作物はコンニャクとなっております。コンニャクの栽培は通常4月か5月に植え付けて、11月頃掘り起こして保管して、翌年も同様のことを繰り返して、3年で収穫になるものとなっております。今回は、4月5月に植え付けて、11月に掘り起こさないで土の中で植えたまま冬を越して、翌年に収穫する、越冬栽培というのを行う予定です。2年で収穫できるため、農薬の軽減が図れる栽培方法となっております。

また、洪川市の貸手の方からは、榛東でコンニャクの越冬栽培ができるかどうか分からないという申入れがありまして、まず2年間、取りあえずそこでできるかどうかというので、今回2年間ということで期間を設定させていただきました。これが成功すれば、4年、6年というようなことで、長い期間で再度設定をするということになりました。

2件目、3件目の説明をさせていただきました。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第2号について、事務局からの説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり、決定することとします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)について。

農用地利用配分計画（案）について、榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和4年2月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明を申し上げます。

議長 それでは、岡田課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用配分計画（案）についてご説明をいたします。

10ページをご覧ください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画（案）の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して、借入希望者が適正であるか伺うものです。

11ページをお開きください。

借入れを希望するものは、榛東村長岡の農事組合法人です。借入れをする土地は、大字広馬場字井戸尻2122の1番外1筆、面積は合計で1,203平米です。借入れ期間は5年間で、利用目的は水田利用です。作物としましては水稻を予定しております。また、法人として認定農業者資格についても取得済みです。

12ページに、借受人の経営状況を添付しております。

以上、当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第3号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号 農用地利用配分計画（案）については、原案のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

（岡部課長補佐退席）

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。

なお、議案第4号、番号1については、関連議案が議案第6号、番号2にありますので、一括して事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号について説明申し上げます。

議案書の13ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

初めに、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1545番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,000平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1576番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は876平米のうち476平米です。3筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1576番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は398平米です。3筆の合計面積は1,874平米です。権利種別は3条地上権、内容は設定となります。貸付け人は山子田の方です。申請事由は、借受人の申出に応じ、地上権の設定に応じたいとのこととございます。借受人は山子田の方。申請事由は、農地を利用して農作物の上に太陽光発電設備を設置したいため、地上権の設定をしたいとのことです。

備考ですが、関連議案が議案第6号、番号2、営農型太陽光発電に係る地上権の設定となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

次に、議案第6号、番号2について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第6号、番号2、1筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1545番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,000平米のうち0.3平米。2筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1576番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は876平米のうち0.12平米。3筆目の農地の所在は大字山子田字北谷地1576番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は398平米のうち0.12平米。3筆の合計面積につきましては0.54平米となっております。権利は賃貸借。貸付人は山子田の方で、職業は会社員。借受人は山子田の方で、職業は太陽光等による発電及び売電事業となっております。転用目的は営農型太陽光。施設等につきましては営農型発電設備用地、パネル160枚、支柱は90本となっております。転用理由につきましては、借受人は、農地を利用して農作物の上に太陽光発電設備を設置したいため申請するとのことです。貸付人は、借受人の申出に応じ、支柱に係る部分について貸与するとのこととございます。

備考ですが、一時転用。転用期間につきましては3年間。農地区分は1種農地となっております。

関連議案は、議案第4号、番号1です。営農型太陽光発電に係る支柱部分の転用と
なっております。

また、議案書の18ページをご覧ください。

18ページには、本議案資料として、営農型発電設備転用許可調査書を添付してござ
います。

以上で、議案第4号、番号1並びに議案第6号、番号2について説明を終わります。
議 長 議案第4号、番号1並びに議案第6号、番号2についての事務局長の説明が
終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

ただいまの議案について、議案第4号、番号1、そして議案第6号、番号2につい
て、ただいま事務局長が説明したとおりでございます。

補足説明をしますと、現地確認調書の2ページと3ページ、それに14ページから18
ページを開いていただきたいと思います。

場所は、四区コミュニティーセンターから北へ150メートルのところに位置し、用
途は営農型太陽光発電をするということです。その下に栽培をする作物は白小豆、農
協の営農部の指導を受けて栽培するというところでございます。

また、周りの田畑に影響を与えるということはないと思いますので、私としては許
可相当かと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

参考までに、該当面積が2,000平米強なんですけれども、小豆を植えるのはどのぐ
らいの面積を植えるんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 申請上がっている部分につきましては、今回上がっている面積1874平米、こ
ちらの面積に対して作付をするということでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

3番推進委員、湯浅君。

湯浅委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、一時転用で期間は3年間となってお

りますが、これは3年たちましたら何か更新するとか、そういうことにはなるのですか。

議長 事務局。

事務局長 ご質問の一時転用期間3年ということで、3年後に引き続き営農型を行う場合は再度、転用の手続、継続するための審議を行うというものになります。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1並びに議案第6号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1並びに議案第6号、番号2については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号1は許可相当として、また議案第6号、番号2については許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案書13ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第4号、番号2。農地の所在は大宇山子田字南野2557番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は991平米です。権利種別は3条使用貸借。内容は新規でございます。貸付人は新井の方で、経営面積は自耕作地56.1アールとなっております。申請事由は、借受人の申出に応じ、申請地を貸与することとさせていただきます。また、借受人は高崎市の方です。経営面積はございません。申請事由につきましては、障害福祉サービス事業を運営しているが、農福連携の一環として、事業所に通う知的障害を持つ方の日中活動の作業として農業を取り入れるため、申請地を借り受けたいとさせていただきます。

議案書14ページをご覧ください。

農地法第3条調査書を添付してございます。

また、別添のレジュメ、カラー印刷のものとなりますが、農福連携、議案書第4号、番号2の参考資料を添付してございます。

先ほど参考資料と申しましたが、参考資料の一番最後のページをご覧ください。

左上に農地法施行例、黒い太文字となって記載ございますが、この抜粋のところで、

農地、または採草放牧地の権利移動の不許可の例外という項目がございます。下線部分書かれてございますが、ここを朗読し、説明と代えさせていただきます。

ハ、教育、医療、または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地、または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合とございます。

今回の事業者さんにつきましては、社会福祉法人ということでございます。社会福祉法人の方が農地として利用するというので、3条申請という手続になされております。

以上で、議案第4号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番、高橋です。

ただいまの議案4号、第2番につきまして、事務局の説明のとおりです。若干、場所等の補足を説明をしたいと思います。

場所については、こちらの役場から北に白子のりの工場、第2工場と第1工場の間のところという、非常にちょっと奥まって入ったところになっております。日当たりもよく、計画でいきますと、露地野菜、それから、そば等を栽培するというのでございますので、そういった面では農福連携ということで、障害者の方の支援になるのかなと思います。地区担当としますと、許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号2については、原案のとおり許可相当とします。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第5号、番号1について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第5号、番号1、農地の所在は大字新井字別分976番1。地目は登記簿、現況ともに畑。農振区分は農用地外です。面積は734平米。申請人は新井の方で、職業は農業兼会社役員。転用目的は露天駐車場。施設等につきましては、露天貸し駐車場用地とのこととございます。転用理由につきましては、新たに着任予定の自衛隊隊員の自家用車の駐車場が足りず、駐屯地から近い申請地を駐車場として利用させてもらえないかという申出を受け、申請地を露天貸し駐車場として利用させたいとのこととございます。

備考ですが、用途地域内、農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第5号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、現況等を補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の7ページから9ページということでお開き願いたいと思っております。

まず申請地につきまして、自衛隊の正門を南へ30メートルほど行ったところを今度、東の方に村道を100メートルぐらい下った左側でございます。村道側につきましては、村道に面したところ、既に転用して駐車場、車両置場というような形で使用しており、今回の申請は、その奥の農地ということとございます。当然、道路際、南側につきましては既に転用した土地に面しており、西側につきましては宅地、また農地に面していると。北側については、既に全て宅地ということとございます。また、東側につきまして、申請者の農地というようなことで面しておるということとございます。

一応、今回の申請目的につきましては、先ほどの説明のとおり、自衛隊隊員用の駐車場と、また一部につきましては、自社の車両を置くスペースということで更地にしてバラスにするというような形で考えておるそうとございます。

雨水については自然浸透ということとを考えておるんですけれども、若干傾斜がある

ということで、東側の方に若干水が流れるということで、自社の畑ではありますけれども、畑に多少影響が出るということで、東側については、若干土盛りをして、雨水等が流れ込まないような形で処理をして、南側の側溝の方に水を流していくというような考えで今進めておるといふことでございます。

その駐車場への入り口ということで、既に既存で転用済みの申請地を構内への申請道路として活用して、奥の方に車を止めるというような形でございます。地元委員といたしますと、許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可外との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第6号

議 長 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第6号、番号1について説明申し上げます。

議案書は16ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第6号、番号1。農地の所在は大字山子田字坂爪1016番2。地目は登記簿、現況ともに畑。農振区分は農用外。面積は550平米です。権利は使用貸借。貸付人は山子田の方で、職業は農業。借受人は前橋市の方で、職業は環境衛生事業、教育事業となっております。転用目的につきましては、物置、露天駐車場、資材置場。施設等につきましては、物置、露天駐車場及び資材置場用地、物置は1棟でございます。転用理由につきましては、借受人は、環境衛生事業、教育事業を営んでいるが、申請地隣で経営する音楽教室の生徒が増え、駐車場が不足、また環境衛生事業についても、資材置場が不足、不便しているため、申請地を借受けし、利用したいとのことでご

ございます。貸付人は、借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことでございます。
備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。
以上で、番号1の説明を終わります。

議長 議案第6号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。
何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番、高橋です。

先ほどの議案第6号、1についての説明については、事務局の説明のとおりでございます。

若干補足的な説明をさせていただきたいと思いますが、場所については、山子田の信号を約400メートルほど西に上がったところの右手というところでは、道路に、県道に面しておりまして、北は宅地です。それから西も一部アパートの宅地というところでは、ここに関しては、先ほどの説明の中にあつた駐車場が足りずというところでは、入ってきたあの道路に結構路駐をしているという苦情も結構あつたようで、ちょっと余談になってしまいますが、そういった観点からも、周りの農地に及ぼす影響というのは特にございませんので、地区担当としまして許可相当というふうに思われますので、皆様のご審議をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第6号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第6号、番号1については原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書16ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第6号、番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字雛子3179番1。地目は登記簿、現況

ともに畑。面積は272平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方で、職業は会社員。譲受人は新井の方で、職業は無職です。転用目的は物置、露天駐車場。施設等につきましては、物置及び露天駐車場用地、物置2棟でございます。転用理由は、譲受人は、過去に許可を受けた隣接地、住宅建築のめどが立ち、計画しているところだが、申請地について物置と駐車場用地として利用したいため、譲渡人より譲り受けたいとのことでございます。また譲渡人は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。追認事案となっております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

議案6号、番号6、3番につきましては、事務局長の説明のとおりでございますが、現地の状況について説明いたします。

場所は19ページを見ていただくと、雛子の信号を約100メートルほど東に行ったところ です。

まず、20ページを次に見てください。

西側は畑になっております。申請地の南側、ここは先ほど説明にあった、過去に許可を受けたけれども、まだ住宅が建っていません。その南には道路があります。

今回の申請地272平米と、過去に許可を受けた土地500平米、合わせて772平米の計画がその21ページにあるわけですが、東に車5台駐車スペースということで、あとは物置ということ です。

現在、物置2棟があります。西側を通路として活用しているわけですが、これにつきましては、始末書が提出されているということです。

面積的に772と広いわけですが、西側に通路幅4メートルという通路をつくって、奥を利用するという ことです。確かに、間口に対して奥行きが広いということで、こういう広い通路になっているわけですが、目測ですが、4メートルの道路幅という通路幅はあるんですけれども、奥行きのちょっと長さが記載されていないんですけれども、約100平米よりちょっと多くなるかなとは思いますが、ですから、772に対して実際に利用できる場所は、そこから100平米ほど少なくなるかと思えます。狭くて形状的にもあまりよくないような農地の有効活用をするという観点からしますと、許可し

てもいいかなと私は思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 ないようですので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当をします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第6号、番号4について説明申し上げます。

議案書は17ページをご覧ください。現地確認調書は22ページからとなります。

議案第6号、番号4。農地の所在は大字広馬場字中ノ前1882番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は982平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市の方で、職業は公務員。譲受人は東京都練馬区の方で、職業は建設業。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては、建て売り住宅分譲用地3棟でございます。内訳としましては、108.47平米のものが1棟、111.78平米のものが1棟、112.61平米のものが1棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、建設業等を営んでいるが、申請地は、学校、こども園や郵便局など近く、需要が高く見込めるため、譲り受けし、建て売り分譲住宅として利用したいとのことでございます。また、譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地となっております。

以上で、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

ただいま、議案6号、4号について、事務局長の説明のとおりでございます。若干の補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の22ページから24ページをご覧ください。

申請地は、渋川安中線を箕郷方面に行った広馬場の信号を右折し、井戸尻方面に向かって約200メートルぐらい上った住宅地を右折した農地でございます。下水は西側村道に埋設された公共下水につなぎ込み、雨水は各敷地内に浸透ますで処理し、隣接

する境界には擁壁を新設で設置するため、隣接の農地に影響がないと思いますので、私としては許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時19分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時37分)